

令和6年度技能検定（随時に実施する2級、随時に実施する3級：追加公示）の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示します。

令和6年11月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級区分は次のとおりとします。

(1) 随時に実施する2級

| 職種名 | 作業名 |
|-----|------|
| 塗装 | 鋼橋塗装 |

(2) 随時に実施する3級

| 職種名 | 作業名 |
|-----|------|
| 塗装 | 鋼橋塗装 |

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

実技試験の手数料は、検定職種ごとに次のとおりです。

| 検定職種 | 手数料 |
|-------|---------|
| 上記の職種 | 18,200円 |

イ 実施期日

実技試験は、令和6年11月14日（木）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途富山県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途富山県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表します（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがあります。）。

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和6年11月14日（月）から令和7年3月31日（月）までの間にお

いて、別途富山県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途富山県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

※詳しくは、富山県職業能力開発協会が配布する技能検定受検案内を確認してください。

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（パスポート及び在留カードの写し）を添付）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合はその資格を証する書面
- ウ 下位等級の合格証書等の写し（随時2級及び随時3級の受検申請時のみ）

(2) 提出先

富山県職業能力開発協会

所在地 〒930-0094 富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階

電話 076-432-9887

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前までです。

(4) 受検申請に関する注意

技能検定受検申請書の用紙は、富山県職業能力開発協会で作成し、交付します。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を富山県職業能力開発協会が定める方法で納付してください。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、富山県職業能力開発協会から合格通知を送付します。

(2) 技能検定合格証書等の交付

2級、3級及び基礎級の技能検定の合格者には、都道府県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

7 その他

本公示の随時2級、随時3級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものです。

不明な点については、富山県職業能力開発協会（電話076-432-9887）又は富山県商工労働部労働政策課（電話076-444-3260）までお問い合わせください。